

第一薬科大学履修規程

看護学部

令和 7 年 4 月 1 日

第一薬科大学

第 1 章 履 修 科 目

(履修科目)

第 1 条 学生は、各学年に配当された科目はその学年において履修し、単位を修得しなければならない。詳細は学則別表第 1 による。

- 2 1 年間の履修単位数は上限を 48 単位とする。
- 3 上級年次履修開始科目は履修できない。

第 2 章 履 修 方 法

(修業年限)

第 2 条 修業年限は 4 年とし、その単位数は第 1 条のとおりとする。

(科目の配当・卒業所要単位数)

第 3 条 必修科目、選択科目とも修業年限の間に、体系的に各年次に配当する。なお卒業所要単位数は次の通りとする。

学則別表第 1 の科目表の記載内容に従う。

(進級基準)

第 4 条 2 年生への進級は、1 年次の受講科目のうち、教養・基礎科目を除き、3 科目以上未収得科目を有する者は進級できない。ただし、演習科目に未修得科目を有する者は進級できない。

- 2 3 年生への進級については、2 年次までの受講科目のうち、教養・基礎科目を除く科目を全て単位取得しなければ進級できない。

(卒業資格)

第 5 条 4 年以上在学し、第 1 条に定める単位を修得した者に卒業資格をあたえる。

(不足単位の修得)

第 6 条 不足単位の修得については別に定める。

第 3 章 試 験

(成績算定)

第 7 条 学業成績は、原則として定期試験により算定する。

ただし、科目によっては平素の成績を加味することができる。

(実習の成績算定)

第 8 条 実習については、前条によらないことがある。

- 2 実習科目に関しては、別に定める。

(受験資格の停止)

第 9 条 受験の 3 日前までに、その期までの授業料及びその他諸納入金を納入していないときは、全科目受験できない。

- 2 次のいずれかに該当する場合は、その科目を受験できない。

- 1) 第24条に該当するとき。
- 2) 試験開始に間に合わなかったとき。(第25条(4)ア項及びイ項に該当し、遅刻した場合を除く)

(追試験)

第10条 病気、その他やむを得ない事由により、第7条の試験を受けることができなかった者には、1回に限り追試験を行うことがある。

(再試験)

第11条 第7条の試験において不合格となった者に対しては、毎年度原則として1回に限り再試験を行うことがある。

(臨時試験)

第12条 科目担当者が必要と認めた場合は、臨時試験を行うことがある。ただし、臨時試験は、その科目の定期試験実施以前において行うものとする。

(試験料)

第13条 第10条及び第11条により追試験または再試験を受けようとする者は、1科目につき所定の追試験又は再試験の試験料を納入しなければならない。

(試験における注意事項)

第14条 すべての試験において、次の事項に注意しなければならない。

- (1) 指定された座席で受験すること。
- (2) 問題用紙の配布を受けても監督者の指示があるまで記入を始めてはならない。
- (3) 筆記用具以外は机に出してはならない。
ただし、科目担当者の許可があった場合はこの限りでない。
- (4) 退場は原則として認めない。
- (5) 時間内に退場する場合、あるいは試験時間終了の指示があった場合はすみやかに退場し、答案整理が済むまで入場を禁止する。
- (6) 答案用紙に、学籍番号・氏名の記載がないものは採点を行わない。
- (7) 答案用紙は必ず提出すること。答案用紙を帯出した者は、その科目は0点とし、その科目の再試験を受けることができない。
- (8) 試験中は監督者の指示に従い、絶対に私語をしてはならない。監督者の指示に従わない場合は、第19条に準ずる措置を行う。
- (9) 試験中は定期試験では学生証、定期試験の追・再試験では学生証及び受験票を机上に呈示しなければならない。

第4章 単位の認定

(単位の認定)

第15条 その科目の授業時間数の3分の2以上出席し、かつ試験に合格したときは、その科目の単位を認定する。

(点数、標語及びグレード・ポイント・アベレージ (G P A))

第 1 6 条 学業成績は点数をもって行うとともに、下表の標語及びグレード・ポイント (以下「G P」という。) をもって表すものとする。

標 語	点 数	GP
秀	1 0 0 ～ 9 0 点	4
優	8 9 ～ 8 0 点	3
良	7 9 ～ 7 0 点	2
可	6 9 ～ 6 0 点	1
不可	5 9 点以下	0

- 2 可以上を合格とし、不可を不合格とする。
- 3 学力を総合的に評価する指標として、グレード・ポイント・アベレージ (以下「G P A」という。) を使用する。
各履修科目の G P に、科目の単位数をかけた値を全履修科目分合算し、その値を全履修科目の単位数の合計で割ったものが G P A となる。

(成績に対する疑義)

- 4 成績評価に疑義がある場合は、成績開示後 3 日以内に所定の様式により教務課へ成績評価に関する問い合わせをすることができる。

(追試験の点数限度)

第 1 7 条 第 1 0 条により認定された科目の成績は 8 0 点を限度とする。ただし、状況によりこの制限を免除し 1 0 0 点とすることがある。

(再試験の点数限度)

第 1 8 条 第 1 1 条により認定された科目の成績は 6 0 点を限度とする。

(不正行為が行われた場合の成績)

- 第 1 9 条 次の場合は、その年次の当該科目の成績を 0 点とし、その他の科目の成績は 1 0 分の 8 をもってその年次の成績とする。
- (1) 不正な方法によって受験したとき。
 - (2) 不正な方法によって他人に受験の便宜を提供したとき。
 - (3) その他著しい不正行為のあったとき。

(レポート・論文等)

第 2 0 条 レポート・論文等の提出日時を経過したものの単位は認定しない。
ただし、事情により担当者の許可があった場合はこの限りでない。

第 5 章 出欠調査及び欠席届

(調査の担当)

第 2 1 条 出欠調査は、各科目ごとに科目担当者等により行う。

(調査後の離脱)

第22条 出欠調査後、許可なくして講義室・実習室等を離脱した場合は、その時間を欠席とする。

(調査の欺瞞)

第23条 出席調査を欺瞞した場合は、これを依頼した者も作為した者もその時間を欠席とすることができる。

(受験資格の喪失)

第24条 次に示す場合は当該科目の受験資格を喪失する。

- (1) 出席がその科目の授業時間数の3分の2に満たない場合。
(全15回授業の場合、5回以上欠席した者)
- (2) 定期試験を無断で欠席した場合。
- (3) 第9条に該当するとき。
- (4) 学生証を所持していない者

(欠席時の処理)

第25条 授業または試験に欠席した場合は、次のように処理しなければならない。

- (1) 授業に欠席した場合は、次の場合に限り、必要な証明書を添えて所定の届け出・願い出をすれば、審査の上、欠席の取り扱いをしない。(公欠)
 - ア 学校感染症(学校保健安全法施行規則第18条)の感染の恐れを医師が認め、欠席する場合。大学復帰後3日以内に手続きをすること。
 - イ 本学が承認した公的行事又は課外活動、就職活動その他の公的理由により欠席する場合。事前に手続きすること。
 - ウ 忌引きにより欠席する場合。大学復帰後3日以内に手続きをすること。この場合忌引きとして認められる日数は、1親等親族で7日以内、2親等親族で5日以内

とする。
エ 法令、天災、その他本人の責に帰することのできない理由により欠席する場合。

- その日から5日以内に手続きをすること。
- (2) 試験に欠席した場合は、3日以内に届け出ること。この際、第25条(1)以外の病気欠席の場合は、医師の診断書もしくは体調不良を証明する資料を添えて届け出ること。それ以外の場合は、欠席の理由を証明する資料を添えて届け出ること。

第6章 再履修

(再履修を必要とする者)

第26条 次の者は、当該科目を再履修しなければならない。

- (1) 出席時間数不足に伴い受験資格を失った者
- (2) 第4条に該当した者
- (3) 前項のほか、教授会にて再履修が必要と認められた者

2 再履修の手続き等、細部については別に定める。

第 7 章 補習授業

(補習授業の開講)

第 27 条 学力強化のための補習授業を行うことがある。担当教員が学力の強化が必要と判断し参加を義務付けた学生は出席しなければならない。

(補習授業の出席調査)

第 28 条 前条の補習授業の出欠調査および欠席届については第 5 章に準ずる。

第 8 章 情報の連絡

(情報の確認)

第 29 条 本学学生は登校時に従来の掲示板で情報の確認をする他、登校しない場合も一日に一度はホームページに掲載されている情報を確認しなければならない。

(規程の改廃)

第 30 条 本規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が定める。

附 則

- 1 この規程は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 4 条については、令和 4 年 4 月 1 日から全学生に適用する。
- 3 この規程は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。